

## 愛知県環境影響評価審査会セントレア滑走路増設部会 会議録

1 日時 2022年(令和4年)8月1日(月)午後1時30分から午後2時30分まで

2 場所 愛知県環境調査センター1階 第1会議室

### 3 議事

(1) 部会長の選任について

(2) 中部国際空港滑走路増設事業に係る計画段階環境配慮書について

### 4 出席者

(1) 委員

大石委員、夏原委員

【オンライン出席】

長田委員、鷺見委員、中野委員、二宮委員、葉山委員、櫃田委員、吉永委員

(以上9名)

(2) 事務局

環境局：

近藤技監、武田環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

加藤課長、渡邊担当課長、高橋課長補佐、猿渡主査、中村主任、大島主任

(以上8名)

(3) 事業者等

10名

### 5 傍聴人

0名

### 6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 部会長の選任について

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、大石委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、大石部会長が吉永委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、大石部会長が鷺見委員と櫃田委員を指名した。

イ 中部国際空港滑走路増設事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 資料2から資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【夏原委員】 2点あるが、1点目は資料3の3番について、例えば1日当たりとか1年当たりの発着回数だけではなく、特に夜間の発着回数もどうなるかということが重要と考えている。夜間の陸上交通が増えたり、夜間のバードストライクが増えるといった影響があると思う。方法書ではそういう問題についても触れていただきたい。

2点目は、資料4の動物に関する最初の段落で、浚渫土砂による公有水面埋立事業の実施に伴う影響について書かれている。これは2つの事業に跨がる問題で、それをどのように調整していくのかは事務局の問題になるかもしれないが、事業者としては予測が難しい問題だと思う。

まず、埋立地の周囲に護岸ができたことによって、カモが利用するかもしれないし、土地ができてくるとコアジサシが大量に繁殖する可能性があると思う。国土交通省と中部国際空港との間でうまく連携を取っていただいて、予測・評価をお願いしたい。

【事務局】 まず1点目については、航空機騒音の予測・評価をする際に、発着回数は重要であるが、航空機騒音は、夜間の時間帯に飛行機が飛んだ場合に騒音の影響に重みづけをしたLdenとして評価をすることとされている。

航空機騒音の予測・評価に当たっては、日中、夕方、夜間の時間帯ごとの航空機の機数が設定されると考えており、同様の条件の下で、鳥類への影響についても予測評価がされると考えている。

次に2点目については、隣接地の浚渫土砂による公有水面埋立事業の進捗に伴って、護岸が造成されるとカモ等の飛来が想定され、陸地化した後にはコアジサシが繁殖する可能性があるとのことだが、別の委員からも同様の指摘があった。

他事業も絡むことであるので、事業者には現地調査を行う上で、他事業者との調整を行うとともに、可能な範囲で近傍の過去の類似事例を収集・整理した上で、適切な予測・評価をしていただきたいと思っている。

なお、バードストライクという観点で言えば、事業者としては衝突防止に向けた具体的な対策を取っているとのことである。そういった環境保全対策も踏まえた上で、適切な予測・評価を行っていただきたいと考えている。

【大石部会長】 発着回数に関して、先日、現地調査に行った時に受けた説明でよく分かったことであるが、滑走路が2本になるからといって、発着回数が単純に2倍になるわけではないとの説明であった。

そうしたことを委員も理解していないと環境への影響も分かりにくいと思うので、もう少し詳しく説明していただきたい。

【事務局】 まず、今回の事業の目的という点で事業者から聞いているのは、資料3の2番のとおり課題がいくつかある中で、特に「完全24時間化の実現」と「滑走路大規模補修の対応」というのが空港運営上の緊急の課題ということであり、今回の事業は、その対応を主の目的としている。

前回の7月8日の審査会で発着回数の増加の可能性について質問があった際にも、事業者から、今回の事業は発着回数の増加を目的としているものではないとの説明があったところである。

一般的に、平行滑走路が2本ある場合の滑走路の処理容量というのは、その2本の滑走路の間隔がある程度より広ければ、それぞれ独立な運用が可能ということで処理容量が2倍ということになるが、そこまでの距離が確保されてない場合は、2倍にはならないとのことである。

【二宮委員】7月8日の審査会の時は、浚渫土砂による公有水面埋立事業と今回の増設滑走路事業が同じものと勘違いしていた。

今回の部会報告案となる資料4で、全般的事項の部分に、「配慮書において設定された複数案と本事業の目的の関係が分かりにくいことから、本事業の目的並びに複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。」と書いてある。

この部分に、浚渫土砂による公有水面埋立事業との違いについて、もう少ししっかりと書くようにしてはどうか。公有水面埋立事業という言葉を入れ込んだ形で全般的事項に記載した方が、皆さんの理解が進むと思うがいかがか。

【事務局】まず資料4の3番、動物の冒頭に、公有水面埋立事業の実施という内容を記載した趣旨だが、今回の事業と直接は関係がない他事業であるものの、公有水面埋立事業が隣接地で行われることで鳥の生息状況が変化する可能性が見込まれるためである。

これは、今回の事業において鳥類の予測・評価する上で把握した方が良い事項と考えられることから、動物における指摘として整理をしたものである。

二宮委員から公有水面埋立事業との関係が分かりにくいとの指摘があったが、おそらくそれぞれの事業の時点が違うことも関係していると思う。

具体的には、資料3の指摘事項2番に対する事業者の見解で、昨年12月に地域において取りまとめられて公表された「中部国際空港の将来構想」を踏まえ、という記載がある。

この「中部国際空港の将来構想」は、2段階に分けて滑走路を整備する構想である。第1段階が、現在の空港島の敷地内で滑走路を整備するもので、今回の事業は、将来構想の第1段階を具体化する事業である。

一方、将来構想には、第2段階として、隣接地の浚渫土砂による埋立地での滑走路の整備を目指すという構想があり、第1段階と第2段階は時期が異なる。

その辺りの関係も分かりにくいことから、資料4の部会報告案では、1番の全般的事項の(1)において、方法書で丁寧に記載することを求めている。繰り返しになるが、隣接地の浚渫土砂の公有水面埋立事業は、本事業とは別の事業である。

【二宮委員】 7月8日の審査会で説明を聞いた時は、浚渫土砂による埋立が計画されていて、埋立に関連して空港の土地をさらに広げて事業を展開していくのかと勘違いをした。今回の説明を聞いて、理解ができ事業の中身が見えてきたが、その辺りは配慮書を最初に読んだ時は勘違いしやすい。

今回の事業の内容や将来的な内容について、誤解を招かないように丁寧に書いても良いと思ったところであり、検討いただきたい。

【大石部会長】 私も二宮委員と同じような疑問を持っていた。7月15日の現地視察の時に分かったことだが、浚渫土砂の埋立事業において西側の工区の埋立は15年後に完了する計画とのことである。将来的にその埋立地に滑走路を増設する構想はあるけれども、まだ先の将来の話と思うがいかがか。

【事務局】 配慮書は環境影響評価法に基づく図書であり、今回の事業とは別の事業の内容を含む将来構想については、配慮書に記載をされなかったものとする。

ただ、委員からの意見を受け、事務局としては可能であれば、将来構想というものがあり、今回の事業がその第1段階を事業化するものだというような点について、方法書以降では、分かりやすく記載いただきたいという思いを込めて、資料4の1番の全般的事項の(1)の意見を記載したところである。

【大石部会長】 あまり具体的に記載する必要はないと思うが、将来構想について記載することを検討してはどうか。

【事務局】 意見を踏まえて、1番の全般的事項の(1)について、「配慮書において設定された複数案と本事業の目的の関係」の文言の後に「及び中部国際空港の将来構想と本事業の関係が分かりにくいことから」といった趣旨の文言を追加する修正をしたいと思うがいかがか。

【二宮委員】 現在事業が実施されている浚渫土砂による公有水面埋立事業については、別事業であるため特に記載に入れないという理解でよいか。

今回の事業は、公有水面埋立事業が終了後、将来構想にあるように埋立地に滑走路を設けるかもしれないという流れの中での事業だと思うので、将来構想という文言を追加するという事で、その辺りも丁寧に記載してもらえるとということによいか。

【事務局】 将来構想の第2段階は、浚渫土砂の公有水面埋立事業による埋立地での滑走路整備ということであり、記載に当たっては公有水面埋立事業の内容もある程度は含まれると思う。

【二宮委員】 承知した。私としては今のよう修正案でいいかと思う。

【事務局】 改めて修正案を読み上げるが、「配慮書において設定された複数案と本事業の目的の関係及び2021年12月に公表された中部国際空港の将来構想と本事業の関係が分かりにくいことから」という修文でいかがか。

【大石部会長】 それでは、委員の皆様に向う。ただいま事務局が示したとおり、修正して部会報告としてよいか。異議がある場合は、意見をいただきたい。

(委員から意見等はなし)

【大石部会長】 それでは、この修正を加えたものを部会報告として、次回の審査会で報告する。

- 資料4の「中部国際空港滑走路増設事業に係る計画段階環境配慮書についての部会報告（案）」について、1（1）の「配慮書において設定された複数案と本事業の目的の関係が分かりにくいことから」を、「配慮書において設定された複数案と本事業の目的の関係及び2021年12月に公表された中部国際空港の将来構想と本事業の関係が分かりにくいことから」に修正した上で、部会報告とすることです承された。

（3）閉会